

# 米沢市おためし暮らし体験 プログラム

米沢市への移住を検討している方や、米沢市での生活を体験してみたい方に対し、宿泊料と一時預かり保育料を補助します。  
受け入れ組数には上限がありますので、お早めにお申し込みください。

## ◆ 対象

- ・おためし滞在開始前に申請し、米沢市移住担当者の確認を受けた方
- ・おためし滞在開始前に米沢市の移住担当者との相談を行った方
- ・米沢市での滞在期間中に、地域活動への参加、移住相談または、生活環境の確認等を目的とした活動ができる方

## ◆ 制度内容

- ・おためし暮らしの宿泊先は、以下の【プラン A】または【プラン B】より選択が可能です。
- ・【プラン A】と【プラン B】併用の場合も、宿泊数は同一年度中に最大9泊10日までです。
- ・一時預かり保育を希望する場合、両プランで利用可能です。

## ◆ 【プラン A：農家民宿(朝・夕食付き)】

### ①対象経費

- ・宿泊費（1泊2日または2泊3日分）

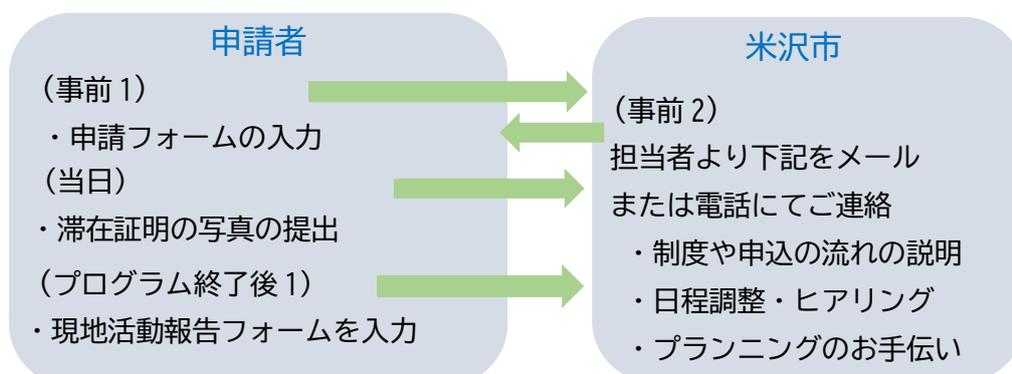
### ②補助金額

- ・農家民宿の宿泊料(同一年度内で2泊3日まで)

### ③必要項目

- ・申請フォームの入力
- ・滞在を証明する写真
- ・現地活動報告フォームの入力

### ④事業の流れ・必要項目提出のタイミング



## ◆ 【プランB：市内ホテル宿泊】

### ①対象経費

- ・市内ホテルの宿泊費  
※宿泊料とは標準的な食事付きの料金（食事の有無は選択可）とし、追加料理、サービスまたは付帯施設の利用料金等は含みません。

### ②補助金額

- ・ホテル宿泊費

☆1人あたり1泊4,000円または宿泊料の2/3のいずれか低い額 × 宿泊日数

※宿泊料補助の算定方法

(例) 1泊1人当たりの宿泊料が8,000円×3名で2泊した場合

8,000円の2/3 × 宿泊数 × 人数 = 補助額

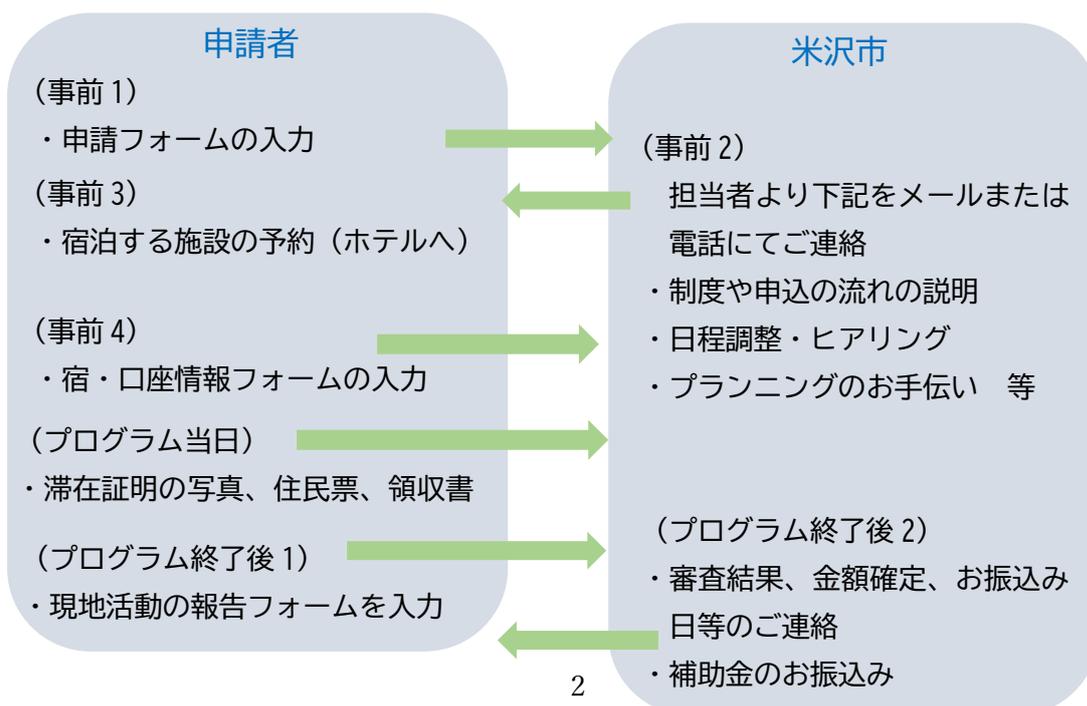
4,000円 × 2 × 3 = 24,000

※宿泊料の2/3が4,000円を超える場合、補助額は4,000円となります。

### ③必要項目

- ・申請フォームの入力
- ・宿・口座情報フォームの入力
- ・滞在を証明する写真
- ・現地活動報告フォームの入力
- ・現在お住まいの住民票 等
- ・対象経費の分かる領収書 等

### ④事業の流れ・必要項目提出のタイミング



## ◆ 一時預かり保育について

### ①対象経費について

- ・指定の保育園の一時預かり保育料

☆指定保育園について

おのがわ保育園ドレミ館	米沢市小野川町 1770-1
青空保育たけの子	米沢市大字上新田 1166
おひさまえん	米沢市直江町 4-14
やまびこ園	米沢市大字口田沢 3216

### ②補助金額

- ・一時預かり保育利用料

☆幼児1人につき1回あたり2,000円または保育料の2/3のいずれか低い額

×利用回数

※利用回数は同一年度中に10回まで

### ③必要項目

- ・【プランB】と同様のもの
- ・世帯員全員の住民票
- ・保育園の領収書

### ④事業の流れ

- ・【プランB】と同様

## ◆ Q&A

Q1. 宿泊施設の予約は自由にできますか？

⇒市内のホテル※<sup>1</sup>は、申請者ご自身でご予約していただきます。農家民宿の場合は、市で農家民宿側と相談し、決定します。

※<sup>1</sup>旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく届出がなされている施設に限る。

Q2. 宿泊数に制限はありますか？

⇒同一年度中に最大9泊10日までです。

Q3. 参加人数に制限はありますか？

⇒制限はありませんが、多くの方に利用いただきたいため、観光目的や大人数でのご利用はお控えください。

## ◆ 留意事項

- ◇ 予算が無くなり次第終了となります。
- ◇ 農家民宿側のやむを得ない都合により、宿泊ができなくなる場合があります。

- ◇ 農家民宿側のやむを得ない都合により、宿泊ができなくなった場合、市内ホテルへの宿泊に切り替えるかどうかをご判断ください。なお、市内ホテルへの宿泊に切り替えた場合の補助金は、【プランB：市内ホテル宿泊】により算定した額となります。
- ◇ 米沢市までの交通費や、滞在中の食費、レンタカー代等は自己負担です。なお、農家民宿側のやむを得ない都合により宿泊できなくなった場合における、交通費等のキャンセル料金についても自己負担です。
- ◇ 申請者の都合により農家民宿または市内ホテルをキャンセルする場合は、宿泊先に対し、宿の規定に基づきキャンセル料をお支払いください。
- ◇ 各移住体験活動について、参加者ご自身で活動の状況を写真撮影し、ご提出いただきます。

※上記等について、ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

担 当：米沢市役所地域振興課 地域振興担当

T E L：0238-22-5111(内線 2805)

メール：[chiiki-ka@city.yonezawa.yamagata.jp](mailto:chiiki-ka@city.yonezawa.yamagata.jp)